

議案第 17 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

(那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部改正)

第1条 那須烏山市行政不服審査会設置条例（平成28年3月那須烏山市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
第5章 罰則 第22条 第6条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第5章 罰則 第22条 第6条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例（令和5年3月那須烏山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
附 則 1・2 略 (秘密保持の義務に係る経過措置) 3 前条の規定の施行の際、現に情報公開等審査会条例第2条の規定により市に置かれた那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「情報公開等審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において情報公開等審査会の委員であった者に係る情報公開等審査会条例第4条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。 5 略 (罰則に係る経過措置) 6 略 7 附則第3項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8 略	附 則 1・2 略 (秘密保持の義務に係る経過措置) 3 前条の規定の施行の際、現に情報公開等審査会条例第2条の規定により市に置かれた那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「情報公開等審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において情報公開等審査会の委員であった者に係る情報公開等審査会条例第4条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。 5 略 (罰則に係る経過措置) 6 略 7 附則第3項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8 略

(那須烏山市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第3条 那須烏山市個人情報保護法施行条例（令和5年3月那須烏山市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
附 則	附 則

(罰則に係る経過措置) 第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル（指定管理者が行う市が設置する公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物を含む。）又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものを施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2 前項各号に掲げる者が、施行日前においてその業務に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 3 略	(罰則に係る経過措置) 第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル（指定管理者が行う市が設置する公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物を含む。）又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものを施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2 前項各号に掲げる者が、施行日前においてその業務に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 3 略
---	---

(那須烏山市議会個人情報保護条例の一部改正)

第4条 那須烏山市議会個人情報保護条例（令和5年3月那須烏山市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(那須烏山市職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第5条 那須烏山市職員の分限の手續及び効果等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(失職の例外) 第7条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑の執行を猶予された者については、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その者の情状を考慮する必要を特に認めたときに限り、その職を失わないものとするができる。 2 略	(失職の例外) 第7条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑の執行を猶予された者については、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その者の情状を考慮する必要を特に認めたときに限り、その職を失わないものとするができる。 2 略

(那須烏山市職員給与条例の一部改正)

第6条 那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(期末手当) 第17条 略 第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑	(期末手当) 第17条 略 第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑

事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 略 (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合 4～6 略	事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 略 (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合 4～6 略
---	--

（那須烏山市消防団設置条例の一部改正）

第7条 那須烏山市消防団設置条例（平成17年10月那須烏山市条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
（欠格事項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 （失職） 第7条 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合	（欠格事項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 （失職） 第7条 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- （人の資格に関する経過措置）
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- （那須烏山市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の那須烏山市職員給与条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- （経過措置の規則への委任）
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。